

4 学生生活で気をつけたいこと

飲酒について

大学生になると、飲酒の場に参加する機会がありますが、大学生の飲酒事故が発生しており、中には死亡者も出ています。

飲酒に関して以下のことに注意をしてください。

【20歳未満の飲酒は法律で禁止】

20歳未満は法律により飲酒が禁止されています。大学生であっても20歳になるまで飲酒をしてはいけません。飲酒を勧められた場合は、きっぱりと断りましょう。

【飲酒を強要しない】

無理に酒を飲ませる、コールをかけてイッキ飲みをさせる等の飲酒の強要はしないでください。

急性アルコール中毒は、「イッキ飲み」のように大量のアルコールを短時間に飲むと起こり、ひどい場合は死に至る危険性があります。

飲酒の強要により重大事故等を引き起こした場合は、学生としての身分に影響を及ぼしかねないだけでなく、刑事的責任や民事的責任が発生するケースもあります。

【急性アルコール中毒】

急性アルコール中毒の症状は、吐き気、嘔吐、めまい、動悸、血圧低下、意識障害です。体を動かしたり、つねったりしても反応がなければ危険な状態です。応急措置とともに、ためらわずに救急車（119番）を呼んでください。

タバコと健康

本学は、二輪車駐輪場付近の喫煙所1か所を除いて禁煙です。大学構内や大学周辺での喫煙はできません。2018年に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、望まない受動喫煙を防止するための取組は、マナーからルールへと強化されています。

食中毒について

食中毒とは、食べ物等に含まれた細菌やウイルスなどによって腹痛、嘔吐、下痢、発熱を引き起こす病気の総称です。

細菌性食中毒を予防するためには「細菌をつけない(清潔、洗浄)」「細菌を増やさない(迅速、冷却)」「細菌をやっつける(加熱、殺菌)」です。

食中毒が疑われる場合には安静にし、脱水症にならないようしっかりと水分を補給しましょう。症状が改善されない場合には、早めに医療機関を受診しましょう。

(参考資料) 厚生労働省「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/point0709.pdf>

日本食品衛生協会「手洗いマニュアル」

https://www.n-shokuei.jp/eisei/sfs_tearai.html

薬物の危険性について

近年、若者による大麻・麻薬・覚せい剤・危険ドラッグなどの薬物乱用や不法所持などによる逮捕が問題となっています。

これらの薬物は、たった1回の使用のつもりがいつの間にか中毒になり、肉体や精神の破壊を引き起こします。

薬物を所持・使用することは犯罪で、社会的にも大きな制裁を受けます。

充実した学生生活を送るためにも、心身ともに健康な状態を維持するためにも、大麻・麻薬・覚せい剤・危険ドラッグなどの薬物に手を伸ばしたり、勧誘に乗ったりしないようにしましょう。

(参考資料) 厚生労働省「麻薬・覚せい剤・大麻乱用防止運動パンフレット」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001307387.pdf>

1. プライバシーのこと

インターネットは情報を共有する場です。誰にも見せていないはずの個人情報や匿名での情報発信、知り合いとだけのプライベートなやりとりも、実は第三者に筒抜けだったということがあります。アカウントが乗っ取られたり、位置情報から居場所を特定されてストーカー被害に遭ったりするケースも。「自分は大丈夫」と思っている人ほど、無防備な状態に気づけません。大切なのは、「見えない危険」を知り、正しい対策をとること。楽しい大学生活を守る第一歩です。

【ネットはリアルにつながっている】

「いいねが欲しい」「ウケたい」その気持ちは、誰にでもあります。SNSでの発信は「全世界」に向けたメッセージ。たとえ軽い気持ちの投稿だったとしても、それがカンニング、バイト中の悪ふざけ、飲酒運転の自慢だったとしたら……ちょっとしたウケ狙いが、今後の自分の人生を大きく狂わせてしまいます。実名で投稿しても大丈夫な内容か、鍵なしで公開しても問題がないかアップする前に考えましょう。

【見せないことも大切に。ネット時代の情報管理】

自分では何も語っていない・公開していないつもりでも、SNSの投稿やリアクション、交友関係などから、「学校」「行動時間」「交友関係」「金銭感覚」などの情報が周囲に伝わっていることがあります。ネットでは「何を隠せるか」だけでなく、「何が見えてしまうか」にも注意しましょう。

●「鍵の有無」より「誰を入れるか」

フォロー承認を当たり前せず、一度立ち止まって考える癖をつけましょう。関係の浅い人との相互フォローが一番危険。「誰があなたの内側を見ているか」を見直すだけで安全性は大きく変わります。

●気にすべきなのは「顔」より「背景」

部屋のポスター、好きなブランド、カーテンの柄などちょっとした写り込みからあなたの趣味・行動・生活時間を公開している可能性が。「背景に何があるか」に意識を向けてみましょう。

●写真に写っていない情報ほど危険

「所属大学や学部」「出身地」「生まれ年」など、プロフィールや投稿文に事細かに書いていませんか？それらを組み合わせればあなたの素性はほぼ特定できます。文章や設定欄も今一度確認してみてください。

★後悔しない投稿か、今ここで見極めて

- ・この投稿、自分の本名と一緒に拡散されても大丈夫？
- ・この投稿、面接官が見ても大丈夫？
- ・バイト先や家族に見られても堂々と言える内容？
- ・誰かが傷ついたり嫌な思いをするかもって考えた？
- ・感情的になって投稿しようとしていない？
- ・本当に今すぐ発信する必要ある？

➔ ちょっとでも「怖くなった」なら投稿ボタンから指を離そう！

2. お金のこと

スマホひとつでモノの売買ができたり、友達に送金できたり、副業までできる便利な時代。しかし便利さの裏には「知らなかった」では済まされない責任もあります。法律に触れる行為や怪しい副業、フリマでの取引トラブルなど、「ちょっとぐらいなら大丈夫」と甘くみていたことが大きな問題になることも。お金を扱うときには学生でも社会の一員としての自覚が求められます。正しい知識をもって使いましょう。

★こんなトラブルにご用心

FX・暗号資産	「簡単に稼げる」は詐欺の常套句。資金の損失や高額な教材代を請求される被害が大学生にも広まっています。
スマホ副業	SNSなどで見かける副業広告から指示されるままに口座を開いた結果、その口座が犯罪に悪用され「名義貸し」として警察沙汰になるケースがあります。
フリマ	不審な相手には絶対に支払いや連絡をしてはいけません。また、取引外でのやりとりは大変危険です。速やかに運営や消費生活センターに相談しましょう。
転売	人気チケットやグッズ、限定品の転売は法律違反になるケースもあります。知らずに加担しないよう注意しましょう。

3. 人間関係のこと

ネットを通じた出会いや交流は手軽で身近なものになっていますが、そのぶん危険も身近に潜んでいます。出会い系サイトやマッチングアプリでのトラブル、オンラインゲーム内でのいじめや嫌がらせ、パパ活・ママ活による犯罪被害など、深刻な問題に巻き込まれるケースもあります。「優しそう」「楽しそう」と感じて、相手の本当の姿はスマホの画面上では見えません。安易な気持ちで行動せず、少しでも不安を感じたら、一人で抱えず、大学や公的機関に相談してみましょう。

★困ったときはどうする？ネットの人間関係トラブルの対処法

●出会い系サイトで会ったあとに「お金を要求された」「脅された」

→すぐに警察相談専用電話（#9110）に相談。相手とのやり取りは必ず保存

●オンラインゲームで「いじめ」「暴言」「晒し行為」「脅迫」を受けた

→ゲーム内の通報機能で運営に通報。相手と直接やり取りしない

→スクショや録音を残し、迷わず警察へ。ネット上の脅しも立派な犯罪（脅迫罪）

●パパ活・ママ活で「やりとりでトラブルがあった」「写真や動画で脅された」

→未成年者誘拐罪・児童福祉法違反の可能性も。

弁護士無料相談や消費生活センターへ

→警察・大学の相談窓口・法テラスへ。

個人情報の流出リスクがあるため、早めの対応が大切

4. 犯罪・詐欺のこと

「投資で月10万円稼げる」「バイトで簡単高収入」そんな甘い言葉の裏には、あなたを狙う巧妙な罠が潜んでいます。一度でも名前や写真、口座情報を渡せば、金銭トラブルだけでなく犯罪の加担者にされることも。詐欺や犯罪に関われば、もうなかったことにはできません。意図せずとも、自分だけでなく巻き込まれた家族や友人まで被害を受け、最悪、命を落とす場合もあります。少しでも違和感を覚えたら、迷わずに立ち止まってください。

【闇バイトはバイトではなく犯罪です】

甘い誘いの裏側には、組織犯罪があります。「誰でもOK」「即日5万円」「スマホだけでOK」こうした文言で若者を勧誘する「闇バイト」の多くは、特殊詐欺や強盗事件を支える末端実行犯の募集です。あなたは最初から「使い捨ての駒」として見られています。

【途中で「おかしい」と気づいたら】

●何もせず、現場に行かない・連絡を絶つ

「金を受け取るだけ」「これが最後」などの言葉に惑わされず、絶対に現場に行かない・作業しないこと。今までのやりとりや指示は証拠として残しておきましょう！

●怖くても、必ず警察に相談する

「家族に危害を加える」「学校や職場にバラす」などと脅迫された場合も、ためらわずに警察に相談しましょう。状況によっては、「犯罪被害者等支援制度」などによって警察や自治体による身元の秘匿・安全確保などの支援措置が講じられることがあります。

交通事故に対する 安全対策

みなさんのような若者の事故の特徴は自爆型（スピードの出し過ぎ等）による無謀運転による事故が多いといわれています。本学でも通学途中の自動車・バイクのスピードの出し過ぎや、原付バイクの2人乗りなどの違反が見受けられます。交通ルールを守ることはもちろんですが、安全運転に徹するよう心掛けてください。また、あなたの命を守るヘルメットやシートベルトは必ず正しく着用するようにしましょう。

交通事故を含む各種の事故は毎年4月～6月に集中して発生する傾向があります。慣れない生活環境の中での行動には特に注意してください。

交通事故は、死亡・重傷あるいは後遺症といった肉体的な損失を当事者に与え、学業の中断や絶望と、一瞬にして将来を閉ざすことになってしまいます。また、加害者になれば、金銭的な賠償責任や、刑事責任、運転免許証の行政処分などが科され、学生だからといった猶予はあり得ません。将来にわたり賠償金を払い続ける責任を負うこともあります。本人だけではなく、家族にとってもこれほど不本意なことはありません。

車社会にあって、自動車もバイクも大変便利なものですが、その引き換えに危険と責任を自覚し、覚悟しなければなりません。「交通安全に対する自覚」、「交通道德の向上」、「他人への思いやり」を心掛け、実践することが必要です。交通社会人としての責任を日頃より強く意識し、家族で話し合う機会を是非とも見つけてください。特に、子供や高齢者に対しては、思いやりのある運転を心掛け、安全で充実した学生生活がおくられるよう願っています。

自動車・ バイクを 運転するときの注意

【自動車】は「人動車」

自動車は「人」の意思によって動きます。運転には、その人の性格がそのまま現れています。

まず自分を知ることからはじめよう

運転免許証を持っている人は、教習所で行った適性検査の結果をふまえて、持っていない人は免許証を取得するときに適性検査を受けて、自分の弱点をよく知り、カバー出来る方法を考えましょう。

睡眠不足、精神・身体的に疲労の状態で運転しない

2時間も運転すれば殆どの人は疲れます。腰痛や肩こり、目が疲れる等、色々と疲れます。しかし、一番危険な事は、脳の疲れにより、眠くなることです。脳は、人の全体重の40分の1の重さにもかかわらず、5分の1の酸素を使用しています。この脳にとって最大の休息は眠ることです。運転中に「**疲れたなあ**」と思うときは、既にいつ居眠りをしてもおかしくない危険な状態なのです。

※居眠り運転で交通事故を起こすと運転免許証は、取り消されます。

過労防止のために

運転は認知、判断、操作の繰り返しです。つまり、休むことの出来ない強制的頭脳労働です。

過労にならないよう次のことに配慮しよう。

1. 出発前に十分な休養を取り、疲労を完全に取除いておくこと。特に夏場は日中が長く、夜も暑いので熟睡しにくく、疲労が蓄積されやすい。
2. 長距離を走るときには、**1.5～2時間おきに最低10分以上の休憩**を取る（休憩する回数が多くなればその回ごとに休憩時間を長くする）。それでも、疲労感のあるときは必ず睡眠をとること。
※休憩の最後には、軽い運動などで体をほぐし、ハンドルを握ると良い。
3. 室内の温度が高すぎると、居眠りを誘う原因となる。温度は低めに設定し、**時々窓を開けて換気**をすること。
4. 単調な道路やワイパーの音等は眠りを誘うもの。
5. 同乗者（特に助手席の人）は運転手の体調を気使い、**無理をさせない**。
6. 居眠りは伝染するもの。助手席の人が眠ってしまうと、運転手も眠くなっている。**助手席の人は走行中は必ず起きて、絶えず運転手に気を使うこと**。また、助手席では休憩を取ったことにはなりません。

自動車を連ねての行程、バイクのツーリングは注意！

数台の自動車、バイク等を連ねて走行する場合、**その隊列をキープすることは不可能**です。無理に隊列をキープしようとするれば無理な追い越しや、割り込みなどで他の車輛の流れを乱し、事故などのトラブルの原因となることがあります。どうしても、複数の自動車等で行動しなければならないときには、次の点に注意しましょう。

1. 道順、休憩場所などを、**事前によく打ち合わせ**をして、もしも相互の車輛が視界から消えても焦らず、決められた場所で落ち合うこと。
2. 当初または、休憩後出発時に決めた順序で走行し、先を走っている車輛を**追い抜いたりしない**こと。
3. 各車両に道路地図、**携帯電話を持った連絡員（運転手以外の人）を定める**。
4. もし、事前に目的地まで下見に行く場合、**運転する人全員（交代する人も）で下見をすること**。そうでないと、下見に行った人しか道順を把握していないことになる。
5. 不慣れな車輛、任意保険に加入していない車輛の運転をしない。
6. 気象、路面等の状況は適確に判断する。
7. 行程の計画は責任者を決め、その指示に従う。無理な行程の旅はしないように。
8. 運転者は同乗者の命を預かっているという自覚にたち、交通ルールに則った運転を行うこと。特に事故の際の賠償責任は、運転者が負うことはもちろんのこと場合によっては保護者までも責任を負う事があることを肝に銘じておくこと。

帰省時における注意事項

交通量の少ない夜間の走行は、事故の誘因が多くあるので極力避け、ゆとりある行程で運転すること。

風水害に対する 安全対策

地震

地震対策で大切な事は、いざという時に「人命を守り」「財産を守る」という行動がとれることです。その結果として被害を最小限におさえることとなります。したがって、この事を十分に認識して日頃から防災意識をもつことが大切です。

地震にあったら

初期対応と行動

地震を感じたらまず第一に大きさ・強さを判断することが必要であると思われませんが、5つの点に留意して取組んでください。

(1) 落下物から身を守る

教室ではガラスの破損によるけがの危険性があるので机の下に頭を保護するようにもぐり込む。実験・実習室では、机の上の薬品や加熱している液体が身体にかかる恐れがあるので注意する。

(2) 火が出たらすばやく消火

実験・実習中ガス等を使用していたらすばやく火を消す。地震による火災のときは消防力が分散するため出来るだけ初期消火に努めることが重要です。

(3) 教員の指示に従う（あわてて外に飛び出さな）

教員か職員の指示があるまで勝手に教室から飛び出したりしない。その場で指示があるまで待機し、その間に周辺の状況を確認する。

(4) 部屋の出口を確保する

教室の出口に一番近い者は戸を開け避難路を確保する。エレベーターは停電している恐れがあるので利用しない。

(5) 正しい情報に耳を貸せ

たとえ大きな地震でも1分ほど経過すればそれ以上強くなることはまずないと考えてよい。テレビ・ラジオ等で正しい情報に耳を傾けることが大切です。

(6) 負傷者がいるときは救急処置をする。

必要な場合は応援を求め、健康管理室に担架で負傷者を搬送する。

担架設置場所（3号1階玄関）



地震に備えて

本学でも事務局、学部毎に職員による自衛消防隊が編成されていますが、出火防止や器具の安全措置等次のような点検を行う必要があります。

(1) 火元のまわりは不燃化しておく

(2) 使わない電気器具類はコンセントを抜いておく習慣をつける

(3) 液体燃料を使う設備の安全装置は正しく動作するか

(4) 消火器や屋内消火栓はいつでも使えるようにしているか

(5) 薬品収納棚や容器は床に固定されているか

(6) 実験機械・装置等は十分な強度をもった固定がなされているか。

OA機器の地震対策

パソコンを含むOA機器やAV機器は使用頻度が高いため転倒しやすい場所に置かれている事が多い。少なくとも、ズレ落ち防止や滑りどめシートを敷いたり落下防止金具などを取り付けて事前対策をすることが必要です。そうすることによって地震が起きたとき機器自体を守り、蓄積したデータの保護にもなります。

風水害に対する
安全対策

火災

火の用心 7つのポイント

—防火は自分の手ですすめよう—

- (1) 「火気厳禁」の場所では火気を絶対使用しない
- (2) 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない
- (3) 消火器の使用方法を知り訓練する
- (4) 廊下、階段に物を置かない
- (5) 実験では器具を点検して正しく使う
- (6) 電気器具は正しく使いたこ足配線はしない
- (7) ストープには燃えやすいものを近づけない

消防に関する相談は・・・

水島消防署 TEL 086-444-1190 (水島北幸町四番一号)
いざというときは119番

風水害に対する
安全対策

風水害

風水害は地震や火災と異なり突発的に起きることが少ない。少なくとも数日前から前兆があったりして予測できる災害です。私たちは、被害を最小限に抑えるために万全な予防をして冷静な行動で身を守りたい。

暴風雨（台風）に対する直前対策

(1) 正しい情報を集める

暴風雨に関する警報が岡山県南部に発令された場合全ての授業・試験が休講となるためテレビラジオ等からの情報に注意を払っておくこと

(2) 戸や窓を厳重に閉める

ただし風雨の弱い方向に避難口を確保しておく

(3) 外には出ない

木が倒れたり、瓦、看板が吹き飛ばされたりして頭上に落ちてくる危険性があるので外には出ないようにする

(4) 危険な場所は避ける

(5) 早めに避難する

台風に対する日頃からの注意

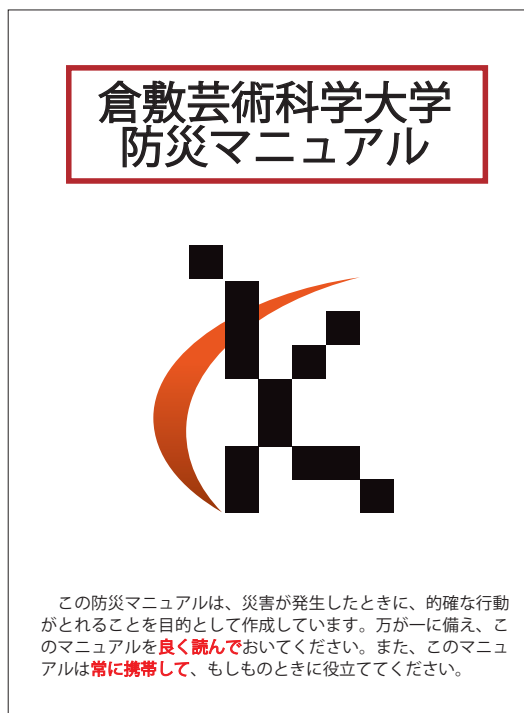
- (1) 生活用品を確保する。カンパンや缶詰などの非常食や飲料水を用意しておく
- (2) 非常用品の点検をする。懐中電灯、携帯ラジオ、ろうそくを用意しておく
- (3) 強風の中の浸水した所を歩けるようにロープを用意する
- (4) 雑巾・タオルの準備をする
- (5) 日頃から風水害に備えての避難場所・避難経路を確認しておく

防災マニュアルについて

災害が発生したときに、的確な行動をとれることを目的として、「倉敷芸術科学大学防災マニュアル」を作成しています。万が一に備えて、このマニュアルをダウンロードし、マニュアルをよく読んで携帯するようにしてください。

「倉敷芸術科学大学防災マニュアル」は、次のWebサイトよりダウンロードしてください。

[大学ポータル](#)>[キャビネット](#)>[学生用](#)>[91_各種マニュアル](#)>[防災マニュアル](#)



防災マニュアルの項目

- 学内で地震が起きたら
- 学外で地震が起きたら
- 各種警報が発令された時の授業・試験の取り扱い
- ケガ等の応急処置
- 震災への備え
- 学内避難経路
- 大学への連絡方法

個人情報の 取り扱いについて

2005年4月1日より「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されました。

本学では、収集した個人情報の重要性を認識し、教育機関として適切に保護しています。個人情報は、本学での教育支援・生活支援のために活用します。

1. 本学における個人情報の内容とその利用目的について

本学は個人情報を収集する際に、あらかじめその利用目的をお知らせいたします。個人情報の内容によりその利用目的は異なりますが、学生及び保護者・保証人に係る個人情報の内容とその利用目的は以下のとおりです。

〈個人情報〉

学生氏名、学生番号、学部・学科等の所属、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、パスワード等学内認証記号、履修・成績の情報、健康診断・心身の情報、内定調査・内定報告・進路相談など就職活動・進路調査に関する調査、奨学金手続きに関わる情報、学内施設・設備利用に関する情報、身上票の記載事項、進路調査票の記載事項、保護者・保証人氏名、保護者・保証人住所、保護者・保証人電話番号等学生及び保護者・保証人各個人を識別できる情報

〈主な利用目的〉

本人確認、学籍・成績・履修に係る事項や学費納入に係る事項、学生・保護者への通知・連絡、学生呼出（掲示）学生支援や就職・進路支援、奨学金手続き業務、学内の施設・施設利用に関する業務、全学学生会活動の支援、校友会活動の支援、卒業生への証明書発行業務

2. 本学の関係団体における個人情報の取り扱いについて

本学には本学と密接な関係を持ち、学生生活の充実や本学の発展に寄与している以下の団体があります。個人情報の取り扱いについて十分な指導を行ったうえで一定の基準のもとに個人情報の提供（共同利用）を行っています。

- ・「全学学生会」は、従来の学友会を発展させ、自律と協調により学生相互の親睦を深め、大学生活の円満・充実を図り、良き学風の醸成に寄与することを目的とし全学学生会を設置します。
- ・「校友会」は、従来の同窓会を発展させ、学生の入学から卒業後まで生涯にわたる母校との交流並びに、卒業者を含む学生間の相互の連携を支援するために、必要な事業を行う事を計画しています。
- ・「教職員組合」は、私立大学に対する公費助成運動にも取り組んでおり、本学は、その運動の趣旨を理解する観点から、個人情報の適切な取り扱い状況についての確認を行った上で、保護者氏名・住所などの個人情報の利用を行っています。

3. 本学の委託業務に関する個人情報の取り扱いについて

本学では個人情報のデータベースへの登録や印刷物の作成及び個人データの廃棄作業を本学個人情報保護規程に基づき委託業者へ依頼、適正に処理しています。